第２回部会（議事概要）

○日時：　平成28年６月15日(水)　午後２時から午後４時まで

○場所：　大阪府庁本館３階特別会議室（大）

○出席委員等：

河崎部会長、嵐谷委員、井澤委員、泉元委員、大竹委員、大森委員、愼委員、

辰巳委員、長宗委員、長谷川委員、山本委員

○議事概要　：　以下のとおり。

（１）委員意見

　○当事者のライフステージに合わせた『手話言語』にかかる取組みについて

（「乳幼児期・児童期」に考慮すべきこと）（別添２－１のとおり。）

　○大阪府における聴覚障がい幼児・児童・生徒の在籍状況等について（別添２－２のとおり。）

　○市・町における聴覚障がいまたはその疑いがあるとわかった時の対応等について（別添２－３のとおり）

（２）手話言語の普及に向けた取組みについて

○一般の方々が手話に触れる機会について、手話が堪能でなくても、手話という言語があるということを知ってもらうだけでも、かなり違う。そういった環境をつくっていくということが大事。

○自分の子どもが聞こえないということをわかった親が、それでも手話を学んで、手話で子どもを心配なく安心して育てていくことができる環境づくりは必要。

○手話が言語である以上、福祉的な発想ではなく、手話を日本語と同等のものと位置づけて、聴覚障がい者が手話を学べる様々な機会、いつでも、どこでも不自由なく使える環境づくりが大事。

○手話を学べる聴覚支援学校は、手話通訳を介さず、直接手話で授業が受けられる場であるべき。

○ある盲ろう者は、今は、もう３０歳を超えているらしいが、ほとんど家の中での生活で、裸の生活をしているそうだ。言語というか、サインというか、１０程度は言えるそうであるが、好きな物が食べたいとか、そういうことは言うらしい。

　　　生理現象、おしっこをする、大便をするという、それは全然サインが出せなくて、おしっこをするときには、風呂場に行って、湯船につかってするという。大便の場合には、同居している保護者がずっと見ていて、それらしき状況になると、保護者が飛んで行って、トイレに連れて行くということらしい。だから、保護者は、布団で寝たことがないと聞いた。つまり、その盲ろう者は、昼夜逆転している状況で、保護者は、常に服を着たまま、ソファに横になっているという状況で、そのお子さんがトイレに行きたそうだったら、すぐ起き上がって対応すると。

　　　そのような状況に何故なったのか、私は聞いたが、どうもかつて、「自分の子どもが、目が見えないし耳が聞こえない」ということがわかって、どうしたらいいのかと、どこかに相談に行ったところ、その相談を受けた人が、「本人から自主的に何か要求があるまで待ったらどうか」とアドバイスをしたらしい。その後、別の地域に行って、どこかに相談に行ったら、同じようなことを言われたので、保護者としては、それを信じてずっと本人が何か言うのを待っていたというのだが、待っていた結果が、申し上げたような状況。

　　　それで、「当事者のライフステージに合わせた『手話言語』にかかる取組みについて（「乳幼児期・児童期」に考慮すべきこと）」についての意見を聞き、耳が聞こえないという状況がわかった時点で、どう言語を獲得していくのかという、そういう支援があるということが当然なのに、その人については、誰も十分なアドバイスができなかった。もしも、その人が意見陳述者に出会っていたら、たぶん、本人も、同居する周囲の人たちも、人生が変わっていただろうと思う。

　　　その点でいうと、幼いころから、手話あるいはその他の言語を獲得するために支援をする、このことは非常に重要。

○職場で、手話が通じないから困っている聞こえない人はたくさんいる中で、手話通訳がコミュニケーションの支援をする職場がたくさんあるのかと言うと、実際は本当に少ない。

○聞こえない子どもたち、聞こえにくい子どもたちにとって大事なのは、「当事者のライフステージに合わせた『手話言語』にかかる取組みについて（「乳幼児期・児童期」に考慮すべきこと）」の意見にあった、生活言語としての手話が絶対的に必要だということ。加えて、社会言語というか、そういう意味で日本語が必要。両方が必要だということを、考えなければいけないだろう。

○やはり手話を獲得する場というのは家庭環境が、まず大事。そして保護者が、手話という言語の重要性を正しく理解できれば、手話の獲得を反対することはないと思う。そのための啓発が足りない。

○職場の同僚と人間関係をつくるうえでは、手話通訳のような合理的配慮とは別に、「会話言語としての手話」によるコミュニケーションが大切。会議等での手話通訳といった合理的配慮（情報保障）とは別に、手話による同僚との気楽な会話の場面。そうしたものが広がっていくには、そのための普及・啓発が必要。

○人工内耳装用者を含め、軽度・中等度の難聴者も、手話に出会う権利が保障されればと思う。

○聞こえない人に対して、家族も含めて、大阪府民一人ひとりみんなが、手話が必要だということを働きかけるような、条例につながればいいなと考える。